

一般社団法人京都経済同友会 情報公開規程

第1条(目的) 一般社団法人京都経済同友会(以下「本会」という)は、定款第57条第2項に基づき、活動状況・運営内容・財務状況等に関する情報を一般の人々に積極的に公開し、もって本会の公正で開かれた活動を推進するために必要な事項を定めることを目的としてこの規程を設ける。

第2条(本会の責務) 本会は、この規程の解釈及び運用にあたり、本会の情報を一般の人々に情報公開することの意義を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をすることを責務とする。

2 個人に関する情報の保護については別に定める。

第3条(利用者の責務) 本会が公開した情報を閲覧ないしは謄写した者は、これによって得た情報を、この規程の目的に沿って適正に使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないよう努めなければならない。

第4条(情報公開の方法) 本会は、情報公開の対象とする公告物、公表物、書類等について、本会の主たる事務所に備え置くとともにインターネットによる公開を行うものとする。

第5条(公告) 本会は法令に従い、最終の事業年度にかかる貸借対照表の公告を行うものとする。

2 前項の公告については、当該事業年度終了後3ヶ月以内に定款第59条にもとづきインターネットによる電子公告を行うとともに、本会の主たる事務所に備え置き、5年間備え置くこととする。

3 事務所に備え置いた第1項の貸借対照表は、原則として本会が定める休日以外の日の午前10時から午後5時の休憩時間を除く時間帯に、正当な理由を有する者の求めに応じて閲覧に供する。本会の業務遂行上、支障があると判断したときは閲覧の日時を指定することがある。

4 事務所に備え置いた第1項の貸借対照表は、閲覧の結果、希望する者に全部または一部の謄写を認める。謄写に必要な費用は希望する者に実費負担を求める。

第6条(書類) 本会は次の書類を公表する。

- (1) 定款
- (2) 役員名簿
- (3) 社員名簿
- (4) 事業報告書
- (5) 収支計算書
- (6) 正味財産増減計算書
- (7) 財産目録
- (8) 事業計画書
- (9) 収支予算書

2 前項の資料において、第1号から第3号は可能な限り最新の状態のもの、第5号及び第

7号は「公益法人会計基準」に準拠し作成されたものとする。又第4号から第7号までは当該事業年度終了後3ヶ月以内に備え、5年間備え置くものとする。第8号及び第9号については当該事業年度開始後3ヶ月以内に備え、次事業年度の資料が備え置かれるまでの間備え置くものとする。

- 3 第1項の書類の公開は、本会の主たる事務所に備え置き、前条第3項と同じ方法をもって閲覧に供するとともに、謄写を希望する者には同第4項と同じ方法によりこれを認める。

第7条(インターネットによる情報公開) 本会は、第5条及び第6条で規定する情報公開のほか、広く一般の人々に、インターネットによる情報公開を行うものとする。

- 2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は代表理事が定める。

第8条(その他) 情報公開に関して必要な事項は、この規程に定めるもののほか、幹事会の決議をもってこれを定める。

第9条(情報管理) 本会の情報公開に関する事務は、事務局に設置する情報管理責任者がこれを行う。

第10条(改 廃) この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附 則

1. この規程は平成24年6月1日から施行する。
2. 一般社団法人の設立の登記の日をもって、この規程の標題の社団法人京都経済同友会 情報公開規程は一般社団法人京都経済同友会 情報公開規程とし、又、本文中に表記した社団法人京都経済同友会は一般社団法人京都経済同友会に、代表幹事は代表理事に、幹事会は理事会に、それぞれ変更する。